



高浜原発差し止め 裁判が「維持」決定

関電の異議退ける

関西電力高浜原発3、4号機(福井県)の運転を差し止めた大津地裁の仮処分について、同地裁(山本善彦裁判長)は12日、関電が取り消しを求めて申し立てた保全異議を退けた。決定の効力は維持され、関電は2基を動かせない状態が続く。関電は大阪高裁へ保全抗告する方針。

立てる保全異議を退けた。決定の効力は維持され、関電は2基を動かせない状態が続く。関電は大阪高裁へ保全抗告する方針。

立てる保全異議を退けた。決定の効力は維持され、関電は2基を動かせない状態が続く。関電は大阪高裁へ保全抗告する方針。

立てる保全異議を退けた。決定の効力は維持され、関電は2基を動かせない状態が続く。関電は大阪高裁へ保全抗告する方針。

立てる保全異議を退けた。決定の効力は維持され、関電は2基を動かせない状態が続く。関電は大阪高裁へ保全抗告する方針。

3月の差し止め決定は、関電が2基の安全性の説明を尽くしておらず、東京電力福島第一原発事故を踏まえた新規制基準の合理性や地震・津波対策、避難計画に疑問が残ると指摘。滋賀県の住民29人の訴えを認め、稼働中の原発を停止させることの判断をした。

異議審決定は、新規制基準について「福島事故の原因究明が道半ばの状況で、判明している限りの事実か

ら

具体的な危険を網羅的に検討したもの」で、改めて不

十分と指摘。「原発の設計

や規制がどう強化され、ど

う応えたか

説明を尽くす

こと」を関電側に求めた。

また、関電側が周辺の活

断層が連動しても安全の余

裕があると主張している点

も「『余裕』に当たらな

い」と否定した。関電広報室は決定を受け、保全抗告

(仲大道、青田貴光)

7/13
A6

再稼働 再び「待つた」

大津地裁

新基準の不備指摘

高浜差止め

原発の再稼働を推進する國の方針に、司法が再び「待つた」をかけた。大津地裁は12日、高浜原発3、4号機の運転を差し止めた

3月の仮処分決定に対する関西電力の異議を認めず、改めて新規制基準の不十分さを指摘した。▼3面参照

高浜3、4号機をめぐる仮処分は、昨年の福井地裁の決定と異議審、大津地裁を合わせて住民側の「3勝1敗」。この日午後3時すぎ、大津地裁から出てきた住民側代表や弁護団はガツツポーズした。

住民を支援する京都市右京区の橋田秀美さん(60)は

笑顔を見せ、「子どもたちの未来のためにも、全国の原発をすぐに止めてほしい」と話した。住民側の代表、滋賀県長浜市の辻義則さん(69)は「再稼働してはならないといふ司法の声に、関電は耳を傾けてほしい」と力を込めた。

住民側の井戸謙一弁護団長は、3月の仮処分決定を批判する発言が関西経済界

などから出たことを念頭に「圧力に惑わされることなく正しいと思つた決定をする姿勢を見せてくれた」と地裁の判断を評価した。

地裁は今回の判断理由の中、「災害が起こるたびに

『想定を超える』災害であつたと繰り返されてきた過ちに真撃に向き合うならば、致命的な状態を避け得るだけの対策を講じることが必要」と指摘。新規制基準も改めて不十分とし、「適合しただけで安全性が確保されたとはいえない」と断じた。3月の決定に続き、関電側に安全性の立証を求めた。

一方、事業者側に安全性の立証責任を求める地裁の姿勢に対し、京都府の山田啓二知事は異論を唱える。山田知事は「原子力規制庁が新規制基準を、国と地方公共団体が避難計画を裁判

所に説明するべきだ」などと主張し、行政の責任に触れない司法判断を疑問視。原発の再稼働判断と避難計画について、責任の所在を明らかにする法体系の整備を求めている。

福井県高浜町の野瀬豊町長は「事業者には、司法判断が一轍三轍する状況が繰り返されないように全力を尽くして頂きたい」とコメントした。

(仲大道、葛澤百恵)

福井県高浜町の野瀬豊町長は「事業者には、司法判

断が一轍三轍する状況が繰

り返されないように全力を

尽くして頂きたい」とコメ